

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 個人情報の保護(第 2 条～第 11 条)
- 第 3 章 自己情報の開示(第 12 条～第 20 条)
- 第 4 章 雑則(第 21 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、千葉県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

第 2 章 個人情報の保護

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

ア 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

イ 連合会が管理する文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等に記録されたもののほか診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書(後期高齢者医療に関する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書を含む。)、介護給付費明細書、給付管理票、介護給付費・訓練等給付費等明細書、サービス利用計画作成費請求書、サービス提供実績記録票、利用者負担上限額管理結果票、療養費支給申請書(後期高齢者医療療養費支給申請書を含む。)及び特定健康診査等の結果通知書(以下「診療報酬明細書等」という。)に記載された情報のうち特定の個人又は団体等を識別できるものをいう。(い)

(2) 保有個人情報 連合会の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、連合会の職員が組織的に利用するものとして、連合会が保有しているものをいう。

(3) 自己情報 第 1 号に規定する個人情報のうち、自己に関する個人情報で診療報酬明細書等に関する情報を除いたものをいう。

(4) 個人情報の本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(5) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を利用して、定められた一連の処理手順に従って自動的に事務処理を行う組織をいう。

(6) 被保険者等 連合会により自己情報が保管されているものをいう。

(連合会の責務)

第 3 条 連合会は、個人情報を取り扱うに当たっては、第 1 条の目的を達成するために、必要な措置を講じなければならない。

2 連合会は、個人情報の保護の重要性を認識し、職員に対し教育及び研修を行い、その指導及び監督に努めなければならない。

(役職員の責務)

第4条 連合会の役員及び職員は、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 連合会の役員又は職員が故意又は重大な過失により前項の規定に反したときは、それにより生じた損害の全部又は一部につき当該役員又は職員は賠償の責任を負うものとする。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報取扱責任者の設置)

第5条 連合会は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報取扱責任者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する個人情報取扱責任者は、事務局長とする。

(個人情報の保有の制限等)

第6条 連合会は、個人情報を保有するに当たっては、連合会規約に規定する事業を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 連合会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 連合会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(安全管理措置)

第7条 連合会は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 連合会は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の連合会における利用及び連合会以外のものへの提供(以下「目的外利用・提供」という。)をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・提供をすることができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。ただし、診療報酬明細書等に関する情報を除く。
 - (2) 法令等に基づく場合。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 3 連合会は、前項の規定により目的外利用・提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(個人情報の外部提供及び結合の制限)

第9条 連合会は、保有個人情報を連合会以外のものへ提供(以下「外部提供」という。)する場合は、外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

- 2 連合会は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供をしてはならない。
- 3 連合会は、前項の結合により、連合会以外のものから個人情報の提供を受ける場合には、個人情報について必要な保護措置を講じなければならない。

(事務処理の委託)

第 10 条 連合会は、個人情報 の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するときは、委託契約書等において次の各号に掲げる事項について、条件を付さなければならない。

- (1) 秘密保持の義務に関する事項
- (2) 再委託の禁止に関する事項
- (3) 目的外使用の禁止に関する事項
- (4) 複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 事故報告義務に関する事項
- (6) 提供資料の返還義務に関する事項
- (7) 管理状況等について立ち入り調査の実施に関する事項
- (8) 委託業者の社員等に対する個人情報の保護に係る教育・研修に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、連合会が必要と認める事項
- (10) 前各号に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項

(受託者の責務)

第 11 条 連合会から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第 3 章 自己情報の開示

(自己情報の開示を申出できる者)

第 12 条 被保険者等は、連合会に対し、連合会が保有している自己情報の開示の申出(以下「開示申出」という。)をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示申出をすることができる。

(開示の申出方法)

第 13 条 前条の規定により開示申出をしようとする者(以下「開示申出者」という。)は、連合会に対して別に定める様式又は次の事項を記載した書面(以下「開示申出書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 開示申出者の氏名及び住所
 - (2) 開示申出に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 開示申出理由
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、連合会が定める事項
- 2 開示申出者は、連合会に対して、自己が当該開示申出に係る自己情報の本人又は法定代理人であることを証明するために必要な書類で連合会が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 連合会は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることとし、開示申出者が補正を行わない場合は、当該開示申出に応じないことができる。

(開示申出に対する決定)

第 14 条 連合会は、開示申出があった日から 15 日以内に、開示申出者に対して、開示申出に係る自己情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)又は開示しない旨の決定(第 18 条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る自己情報を保有していないときを含む。)をしなければならない。ただし、前条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 連合会は、前項の決定(以下「開示決定等」という。)をしたときは、開示申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 連合会は、やむを得ない理由により、第1項に定める期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示申出があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、連合会は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示申出者に書面により通知しなければならない。
- 4 連合会は、第1項の規定により開示申出に係る自己情報の全部又は一部を開示しないときは、開示申出者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 5 連合会は、開示決定等を行う場合において、当該決定に係る自己情報に連合会以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した自己情報があるときは、あらかじめこれらのものの意見を聴くことができる。
- 6 連合会は、開示申出に係る自己情報に開示申出者以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示申出者以外のものに対し、開示申出に係る個人情報記録された文書の表示その他連合会が定めた事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 7 連合会は、前項の規定により意見書の提出の機会が与えられた開示申出者以外のものが当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、連合会は、開示決定後直ちに当該意見書を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(自己情報の開示方法)

第15条 自己情報の開示は、連合会が、前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示申出者は連合会に対し、自己が当該開示申出に係る自己情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で連合会が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 2 自己情報の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等適切な方法により行う。
- 3 前項の視聴又は閲覧の方法による自己情報の開示にあつては、連合会は、当該自己情報に係る文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該自己情報が記録されたものの写しによりこれを行うことができる。

(開示しないことができる自己情報)

第16条 連合会は、開示申出に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認めるとき。
- (2) 個人の評価、判断、選考、指導、相談、診療録等に関する情報で、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 調査、争訟等に関するものであって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (5) 連合会以外の機関との間における協議、協力等により作成し、又は取得した自己情報であつて、開示することにより連合会以外の機関との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるとき。

(6) 未成年者の法定代理人による開示申出がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

(自己情報の一部開示)

第 17 条 連合会は、開示申出に係る自己情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる自己情報(以下「非開示情報」という。)とそれ以外の自己情報とがある場合において、開示申出の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非開示情報を除いて、当該自己情報を開示するものとする。

(自己情報の存否に関する情報)

第 18 条 開示申出に対し、当該開示申出に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、連合会は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(費用負担)

第 19 条 この規程による自己情報の閲覧及び視聴に係る費用は、無料とする。ただし、文書の写し等に要する実費について開示申出者に負担を求めることができる。

2 この規程による自己情報の写し等の送付を受ける者は、送付に要する費用を負担するものとする。

(異議の申出)

第 20 条 開示申出者は、開示決定等について不服があるときは、連合会に対して、書面により異議の申出(以下「異議申出」という。)を行うことができる。

2 前項の異議申出は、開示申出者が開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行うものとする。

3 第 1 項の異議申出があった場合、連合会は、当該異議申出のあった日から原則として 14 日以内に対象となった開示決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

4 連合会は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に異議申出に対する回答をすることができないと認められる場合には、30 日以内に回答するものとする。

5 第 1 項に規定する異議申出を審議するため、千葉県国民健康保険団体連合会個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置き、審査会に関する情報については非開示とし、審査会の委員は、理事長が定める者をもって構成する。

第 4 章 雑則

(委任)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 29 日規程第 3 号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 20 年 4 月 1 日以前に行われた老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)に規定する医療に関する費用については、なお、従前の例によるものとする。